# 第30回新市民会館整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和4年9月16日(金曜日)

午前10時40分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時38分 散会

## 付託事件

議案第63号,議案第64号,議案第65号

- 1 本日の会議に付した事件
  - (1) 議案審査
    - ① 議案第63号 不動産の取得の変更について
    - ② 議案第64号 財産の取得について (水戸市民会館舞台音響機器)
    - ③ 議案第65号 財産の取得について (水戸市民会館舞台音響通信機器)
- 2 出席委員(25名)

委	員 長	渡	辺	政	明	君	副委	員 長	高	倉	富士	上 男	君
委	員	滑	ЛП	友	理	君	委	員	萩	谷	慎	_	君
委	員	土	田	記行	美	君	委	員	田	中	真	己	君
委	員	中	庭	次	男	君	委	員	佐	藤	昭	雄	君
委	員	綿	引		健	君	委	員	木	本	信力	に郎	君
委	員	後	藤	通	子	君	委	員	田	П	文	明	君
委	員	森		正	慶	君	委	員	鈴	木	宣	子	君
委	員	黒	木		勇	君	委	員	大	津	亮	_	君
委	員	内	藤	丈	男	君	委	員	栗	原	文	隆	君
委	員	袴	塚	孝	雄	君	委	員	五十	- 嵐		博	君
委	員	小	ЛП	勝	夫	君	委	員	安	藏		栄	君
委	員	田	口	米	蔵	君	委	員	松	本	勝	久	君
委	員	福	島	辰	三	君							

3 欠席委員(1名)

委 員 飯 田 正 美 君

- 4 委員外議員出席者(なし)
- 5 参考人として出席した者(1名)

公益財団法人 水 戸 市 芸術振興財団 常務理事

大 津 良 夫 君

6 説明のため出席した者の職,氏名

	副 市 長	田	晃	充	君	副市	長 秋	葉	宗	志	君
	市長公室長	小田 >	木 健	治	君	政策企画課	長 宮	Л	孝	光	君
	交通政策課長	JII _	Ŀ	悟	君						
	総務部長	園	部 孝	雄	君						
	財務部長	白目	田 敏	範	君	財 政 課	長 佐	藤	直	明	君
	契約検査課長	鈴	木 和	男	君						
	市民協働部長	ЛI -	上 幸		君	市 民 協 働 副 部 (文化交流調 事 務 取 扱	長 小	嶋	いつ	み	君
	市民協働部技監	太	田達	彦	君	市民協働部参列新市民会整備課	館須	藤	文	彦	君
	産業経済部長	長谷月	川 昌	人	君	商工課	長 棯	崎	芳	明	君
	建設部長	大 7	和 直	文	君	建設部技監 建設計画課		田		航	君
	建築課長	大和日	Ħ	聡	君						
	都市計画部長	加 嘉	<b>泰</b> 久	人	君	都市計画部技題 泉町周辺地 開発事務所	区大	森	幹	司	君
	都市計画課長	平	睪 俊	之	君						
7	事務局職員出席者										
	事務局長	天 男	野 純	_	君	総 務 課	長 加	藤	清	文	君
	議事課長	大	鳥	実	君	法制調査係	長 武	田	侑 未	子	君
	書 記	樫	東 和	則	君	書	記島	田	祐	輔	君

## 午前10時40分 開議

○渡辺委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第30回新市民会館整備等調査特別委員会を開催いたします。 議事に先立ちまして、飯田委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告を申し上げます。

また,本日も参考人として,公益財団法人水戸市芸術振興財団,大津常務理事に御出席をいただいておりますので,御了承を願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(2)の とおり、議案第63号ほか2件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りをいたします。初めに、執行部に提出議案の説明を求め、次に 質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第63号ほか2件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

初めに、議案第63号 不動産の取得の変更について、執行部から説明を願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

**○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長** 議案書①の17ページをお開きください。

市議会議案第63号 不動産の取得の変更については、提出いたしました特別委員会資料①にて御説明を いたします。

本件につきましては、令和2年12月22日に議決をいただきました市議会議案第175号 不動産の取得について、7月1日開催の特別委員会におきまして御承認をいただきました、泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の事業費に基づきまして、権利変換計画の変更が行われましたことに伴い、市の不動産の取得の内容を変更するものでございます。

資料①の2ページをお開きください。

内容につきましては、2ページの新旧対照表で御説明をいたします。

1,不動産の表示の(1)建物の欄を御覧ください。変更になった箇所を網かけで表示しております。

延べ床面積の変更前は2万3,212.63平方メートルでございましたが、事業の進捗に伴う面積算定の精査によりまして、2万3,232.35平方メートルとなり、変更前と比べて19.72平方メートル増加いたしました。

次に、新市民会館部分である公益施設部分と共用部分の面積につきましては、相互の区分を精査したこと に伴い、それぞれ変更となったものでございます。 公益施設部分につきましては、変更前の $2\pi1$ , 944.99 平方メートルに対し、変更後は $2\pi1$ , 808.04 平方メートルとなり、136.95 平方メートルの減、共用部分につきましては、変更前の931.32 平方メートルに対し、変更後は1,085.5 平方メートルとなり、154.18 平方メートルの増となりました。

2の取得持分につきましては、事業全体の精査に伴い確定したものでございます。

- (1)建物の取得持分は、小数点第6位までの表記となりまして、公益施設部分につきましては、変更前の100万分の93万6,726に対しまして、変更後は100万分の94万1,868となり、共用部分につきましては、変更前の100万分の92万2,587に対し、変更後は100万分の92万7,459となりました。
- (2) 土地の取得持分につきましては、小数点第12位までの表記でございます。変更前の1兆分の9,09億847万1,346に対しまして、変更後は1兆分の9,149億326万1,028となりました。いずれの取得持分につきましても、変更前に比べ0.5%ほど増加いたしました。
- 3,取得価格につきましては、7月1日開催の特別委員会におきまして御説明いたしましたとおり、国の補助制度の改正によりまして、市街地再開発事業の補助金・負担金が2.6億円増加したことに伴い、本市が新市民会館の床を取得するための保留床処分金が2.6億円減少することになったことと対応しております。

権利変換計画の変更に伴い,事業費を精査した結果,変更前の185億2,000万円に対し,変更後は182億5,097万9,826円となり,2億6,902万174円の減額となりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

次に、議案第64号 財産の取得について(水戸市民会館舞台音響機器)及び議案第65号 財産の取得について(水戸市民会館舞台音響通信機器)は、いずれも財産の取得に関することでありますので、これらの議案について一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

議案第64号及び議案第65号について……

[「委員長,この議案は1件1件審議するんでしょう」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 冒頭で一括ということで話をしたものですから。

[「一括でも質問の時間を取ってくれないと困る」と呼ぶ者あり]

- **○渡辺委員長** これが終わった後,両方一括で質疑のほうをお願いいたしたいと思います。
- それでは、須藤参事兼新市民会館整備課長より説明を願います。
- ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 それでは、議案書①の19ページをお開きください。

市議会議案第64号及び第65号 財産の取得については、提出いたしました特別委員会資料②及び特別 委員会資料③にて一括して御説明いたします。

特別委員会資料②を御覧ください。

本件の水戸市民会館舞台音響機器につきましては、市民会館の大ホールなど諸室の機能を高めるため、建築物の本体工事に係る実施設計などにおきまして、音響に関する専門業者や水戸芸術館の舞台技術部門などからの助言を受けまして、水戸市民会館に適する機種や数量について仕様を定め、次により取得するものでございます。

1ページを御覧ください。

1,動産の表示は、水戸市民会館舞台音響機器一式でございます。

内訳につきましては、(1)の移動型サブウーハが6台、これは低い音を補うためのスピーカでございます。

- (2)の移動型サブウーハ用キャスター台車は6台。
- (3) の組立式コンソール台が9台、これは音響や照明を操作する機器を置くための台でございます。
- (4)の音響操作者用高椅子が9脚。
- (5) の効果用スピーカスタンドが20本。
- (6)の音響操作ワゴンといたしまして、アのアナログミキサが1台。
- イ,メディアプレーヤが4台,これはCD,USBメモリー,SDカードなどの記録メディアに記録された音を再生する機器でございます。
  - ウ、メモリ・CDレコーダが1台、これはUSBメモリーやCDなどで録音再生する機器でございます。
  - エ,ブルーレイディスクプレーヤが4台。
  - オ,収納ワゴンが1台。
  - カ,パワーディストリビュータが7台,これは音響機器への電源供給のための機器でございます。
  - (7)のワイヤレスマイク装置といたしまして、アのワイヤレス受信機が1台。

イのハンドヘルドマイクロホンが2台、これは手で持つタイプのマイクでございます。

ウのタイピン型マイクロホンが1台。

- エの超小型指向性コンデンサマイクロホンが1台, これは超小型のマイクでございます。
- (8)のビデオプロジェクタといたしまして,ア,レーザー光源ビデオプロジェクタが1台。
- イ,超短焦点レンズが1台、これは遠い距離を短くするためのレンズでございます。
- (9)のAVテーブルが7台。
- (10)の映像ワゴンといたしまして、アのビデオスイッチャが1台、これは複数のカメラなどの映像を切り替えるための装置でございます。
  - イ,小型モニタディスプレイが3台。
  - ウ,移動型ケースが4台。
  - (11)の組立式スクリーンが2台。
- (12)の録音再生機器類といたしまして、ア、メモリ・CDレコーダが4台、これはUSBメモリーやCDなどへ録音再生する機器でございます。

イのリモートコントローラが4台。

ウ,移動型ケースが10台でございます。

2ページを御覧ください。

- (13)の大型移動スピーカ類といたしまして、ア、12インチ2WAYスピーカが10台、これは舞台に直接設置したり、高い位置に設置できるスピーカでございます。
  - イ,専用フライングブラケットが6個,これはスピーカをつり下げるための部品です。
  - ウ,スピーカスタンドは6本となります。
  - (14)の小型移動スピーカ類といたしまして、ア、8インチ2WAYスピーカが4台。
  - イ,専用フライングブラケットが4台。
  - ウ,パイプクランプが4個。
  - エ、専用TVスピゴットが4個、これはスタンドを取り付けるための道具でございます。
  - (15) の移動スピーカ類専用スピーカスタンドアダプタが10個。
- (16)の大型パワードスピーカ類といたしまして、アの18インチパワードサブウーハが2台、これはアンプが内蔵されたタイプのサブウーハでございます。
  - イ,スピーカ台車が2台。
  - ウ, スピーカスタンドが4本。
  - (17)の小型パワードスピーカ類といたしまして、ア、モニタスピーカが10台。
  - イ,スタンドが30本。
- (18)の楽屋系モニタテレビ用機器といたしまして、アの22型地デジチューナ付テレビが25台,これは 楽屋で舞台の状況を確認するためのテレビでございます。
  - イ,ビデオ信号変換器が6台,これはデジタル放送の電気信号を変換するための機器でございます。
- (19)のホワイエ系モニタテレビ用機器といたしまして、アの32型地デジチューナ付テレビが11台、これは各ホールのホワイエで舞台の状況を確認するためのテレビでございます。

イのディスプレイスタンドが11台。

- (20)のビデオスイッチャが2台。
- (21)のHDMIケーブルが22本,これは各種機器を接続するケーブルでございます。
- (22)のHDMI・DVI信号光延長器・送信器が2台,これは光信号を送信する機器でございます。
- (23)のHDMI・DVI信号光延長器・受信器が2台,これは光信号を受信する機器でございます。
- (24)のHDMI・DVI信号光受信器・送信器用光パッチケーブルが2本,これは光信号を伝送するためのケーブルでございます。
  - 2の取得価格は, 4,015万円です。
- 3の契約の相手方は、水戸市内原1丁目225番地、株式会社柴沼金物、代表取締役、柴沼成明でございます。

添付資料といたしまして、仕様書を3ページから8ページ、入札調書を9ページに掲載いたしましたので、 御参照ください。

続きまして、特別委員会資料③を御覧ください。

本件につきましては、水戸市民会館舞台音響通信機器として、次により取得するものでございます。

1,動産の表示は、水戸市民会館舞台音響通信機器一式でございます。

(1)のワイヤレスインターカムでございますが、これは舞台のスタッフの通信用として使用するものでございます。内訳といたしましては、アのベースステーションが2台、これはインカムに電波を飛ばすための本体となる機器でございます。

イの移動型ケースが2台。

ウのベルトパックが 1 6 台, これはベースステーションなどとの通信のための機器でございます。 エのキャリングケースが 4 台。

オのヘッドセットが20台、これはヘッドホンのように頭に装着する機器でございます。

カの急速充電器が4台でございます。

(2)の赤外線補聴システムでございますが、これは難聴の方への音声の案内や国際会議の同時通訳において使用する補聴システムでございます。内訳といたしましては、アのトランスミッタが1台、これは音声などの信号を信号化する機器です。

イの移動型ケースが1台。

ウの赤外線ラジエータが2台、これはトランスミッタで信号化された音声などを赤外線に変換して送信する機器でございます。

エのレシーバが24台、これはラジエータからの赤外線を音声に変換する機器でございます。

オのネックループインダクタが24台,これはレシーバと補聴器を接続するケーブルで首にかけて使用するものです。

カのチャージング・キャリーケースが2台, これはレシーバを収納し, 充電することができるケースでございます。

キのバッテリーパックが24個でございます。

2の取得価格は、1,490万5,000円。

3の契約の相手方は、水戸市住吉町192番地の111、茨城教育映像、伊藤修でございます。

添付資料といたしまして、仕様書を2ページから3ページに、入札調書を4ページに掲載いたしましたので、御参照ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。

まず初めに、議案第63号 不動産の取得の変更について、質疑がある方は発言を願います。 福島委員。

- ○福島委員 本件は、2億6,900万円余の減額補正であります。これは、原因は何なのか。それと何人 と契約書が交わされて、それに対してどのような、契約差し替えをしたと思うんだけれども、そこがどう なっているのか、まずそれを聞きたい。
- **○渡辺委員長** この約2億6,000万円減額の要因,また,それに対する契約等については変更があるのかというようなことだと思うんですけれども。

須藤課長。

## ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

一番の大きな要因といたしましては、市街地再開発全体におきまして、国の補助制度が改正されたことに伴いまして、約2億6,000万円、国からもらえる補助金・負担金が、組合に対して入るお金が増えたことによりまして、最終的に水戸市が再開発組合から取得する床の金額がそれに相当する分だけ減額したということによるものでございます。

大きな理由といたしましては、国の補助制度の改正などによりまして、水戸市の保留床取得の金額が減額 になったというものでございます。

また、先ほどの減額の契約につきましては、こちら、再開発組合と水戸市の契約ということでございますので、水戸市が契約する部分が、約2億6,000万円減額になっているというものでございます。契約の相手方は水戸市と再開発組合ということになりまして、仮契約を結ばせていただいたという状況でございます。

## 〇渡辺委員長 福島委員。

**○福島委員** そうすると、当初の契約書はどういう契約なの。内容的に、例えば国庫補助が減額された場合にはいいですよとか、また、足りなかったらば水戸市が払いますよとか、そういう契約は、契約書の中に書いてあるわけでしょう。だから、増えたということはその分払わなくてもいいの。払うの。そういう契約書の内容はどうなっているの。

**○渡辺委員長** 須藤課長,要は前の契約の中に,例えば変更があった場合,減額になるというようなことがきちんと記載されているのかという質問だと思うんですけれども,今,答えられないようでしたら。 須藤課長。

## ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

当初の変更前の契約の内容が、特別委員会資料①の左側の部分になってございまして、それぞれの建物の表示や持分などの内容に基づいて契約を結んだものでございます。そのときの取得金額が185億2,000万円という内容でございまして、その後、事業費が変更したり、国の補助金の制度が変更になったりということによりまして、組合に対して入ってくる収入自体が変動いたしました。その金額が増えた分、水戸市が取得する床の金額自体が減少したという形になっております。

## 〇渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 だから、私らは端的に説明されても契約書を見ないと分からないんですよ。そういう特約条項という部分をね、委員長、出してくださいよ。それがなければね、2億6,900万円ですよ、簡単に減ったの増えたのと言われても、最初の契約の契約書の中に特約条項というのが必ずあるわけです。その場合、国が査定した基準に基づくものとか変更があった場合には、これに増減をやって、契約をもう一度取り交わすというような部分があるのか。それとも、一切、水戸市に売ったんだから、水戸市は高くても何でも構わないという条項があるのか。

私は常識的には、そういうものは一切ないと思うんだよね。あるのは、この契約書に基づき売買契約する、ただし、国の査定や国からの補助によって、増減をするというような条項が必ずあるわけですよ。だから、それを出してもらいたい。

- ○渡辺委員長 福島委員、これは今すぐということではなくてもよろしいですか。
- ○福島委員 委員長に任せる。
- **○渡辺委員長** 今の福島委員さんの質問を精査して、後日、出していただくようなことでよろしいでしょうか。須藤課長も大丈夫ですか。

ほかに発言がある方。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、私、物覚えが悪くて。今回のこの契約変更ですが、国の補助金が2億6,900万円増えましたよと、したがって市の負担金額が減額になりますよと、ここはいいんですが、それによって持分比率が変わるんですか。というのは土地の金額に応じて持分比率が変わるのか、その辺ちょっと、建物は何平米から何平米になるか、共用部分と公益施設部分の持分比率は変わりますよね。金額が変わっても比率は変わらないですよね、普通はね。それは何らかの理由があって変わるんですか。

#### 〇渡辺委員長 須藤課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 御質問にお答えいたします。

持分の増減につきましては、再開発事業の全体の事業費によって変動するものでございます。当初の権利変換計画におきましては、全体事業費が、現在312億円でございますけれども、285億円という現在より小さい金額の時点での権利変換計画でございましたので、従前の資産を再開発ビルに置き換えたときに、当初の置き換えたその床の持分と事業費が大きくなってから、元の同じ、従前資産を変換した部分では、相対的に比率が変わってまいります。ですので、従前の権利が、今回、事業費が膨らんだことによって相対的に減少することになったので、水戸市が保留床として取得する部分が、持分が増えたと、そういう状況でございます。

- 〇渡辺委員長 袴塚委員。
- ○袴塚委員 なるほどね。分かりました。

いずれにしても、1万分の幾つというのは、ごめんなさい、つまらない話をして申し訳ない。最初から言っているんですけれども、どのぐらいの広さなんでしょう。1万分の幾つかが移動しているんですよね。この大きさというのは、ちょっと何坪と言ったほうがいいのか、それともこうだって言ったほうがいいのかよく分からないですけれども。おおむねでいいですよ、30センチメートル四方だとか、1メートル四方だとか。

## 〇渡辺委員長 須藤課長。

**○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長** 特別委員会資料②の新旧対照表の右側のほうを御覧いただきたいと思うんですが、上の不動産表示の部分に書いている部分と、その中ほどの取得持分の比率が連動する形になっております。したがいまして、右上の公益施設部分が、変更後は $2\pi1$ ,808.04平方メートルとなるというふうに書いてございますが、それに対しまして、水戸市の持分につきましては、その下の欄の $100\pi$ 分の $94\pi1$ ,868ですので、約94パーセントということになります。ですから、先ほど申し上げた $2\pi1$ ,808.04平方メートルに約94パーセントを掛けた部分が面積に相当すると、そういった内容になっております。

○渡辺委員長 どれぐらいの広さなの、それは分からないの。

ちょっと待ってて, 今計算しているから。

- ○袴塚委員 細かい話なのでいいですよ。ただ、今度移動する部分というのは、どのぐらいの広さが増えたのかなと、その程度の発想でごめんなさい。つまらない話で申し訳ないんだけれども、2億6,000万円が補助金によって減額になりましたよと、それに伴って、いろいろと数字が動いていますよと、今回、そういうことによって、5坪ぐらい増えたのか、100坪ぐらい増えたのか、それが分かればいいなと思って聞いたんです。分からなければ後で結構ですから、委員長。
- ○渡辺委員長 今, 言える。今ね, 一生懸命, 電卓を打っているんだけれども。
- ○袴塚委員 いいですよ、後で。
- ○渡辺委員長 じゃ、後で分かりましたら、御報告をお願いします。

[発言する者あり]

○渡辺委員長 ほかにありますか。

萩谷委員。

- ○萩谷委員 じゃ、私のほうからも、具体的に不動産がどういうふうに変更しているか、どの部分が変わっているのか、本来だとこれ図面とかで記していただきたいところなんですよね。あと、気になるのはやっぱり上空通路との兼ね合いがここで生じているのかどうか、その辺りについて、具体的にちょっと説明していただきたいです。
- 〇渡辺委員長 須藤課長。

[発言する者あり]

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

建物の延べ床面積でございますけれども、新旧対照表の上のほうを御覧いただきますと、変更後の延べ床面積が2万3,232.35平方メートルということで、従前に比べまして、19.72平方メートル増えているところでございます。その増えた主な要因といたしましては、上空通路、2階の部分で接続することに伴いまして、その2階部分の上空通路から下に降りる階段を新設するということが行われます。この階段の部分の面積が15.52平方メートルということで、おおむねその分に相当するということでございます。以上です。

○渡辺委員長 よろしいですね。ありがとうございます。

ほかにないようですので、それでは、議案第63号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第64号 財産の取得について(水戸市民会館舞台音響機器)及び議案第65号 財産の取得について(水戸市民会館舞台音響通信機器)につきましては、議案の説明と同様に一括して質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

議案第64号及び議案第65号について、質疑のある方は御発言を願います。

それでは, 田口米蔵委員。

## **〇田口米蔵委員** ちょっと確認をさせていただきます。

この財産の取得ということで、舞台の音響機器ということでありますけれども、非常にこのようなすばら しいホールということで、やっぱり音響というのは非常に大切なものになると思うんですよね、利用する側 にとってもね。

そういう中で、先ほど説明では、助言をいただきながら、この機種を選定しながら契約したということでありますけれども、この資料を見ますと指定品ということが載っています。さらには、指定品以外に参考品という項目があります。あくまでもこの入札で、助言をいただいた機種を選定しながらやられたと思うんですけれども、いずれにしても質を落としてはまずいということで、指定をされたと思うんですけれども、この指定の助言をいただいたというのは、どのような方からいただいたのか。

それと、この参考品というのは、この記載の中から選びなさいということで入札を選んだんですか。それ だけ確認させてください。

**○渡辺委員長** それでは、音響機器を指定するに当たっての助言なり、または協力を得たというのがどういう方なのか、どういう企業なのかと、また指定品、参考品の違い等について答弁願います。

須藤課長。

## ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

まず、参考といたしました助言でございますけれども、この備品発注に当たりまして、備品計画というものを発注して、発注する内容を整備してございます。その委託先が、設計会社に委託をしているところでございますけれども、その設計会社が音響の専門会社、永田音響という会社でございます。そこから助言を受けまして、具体的には機種についてはこういう形のほうがいい、水戸市民会館の場合は、機能を最大限に発揮するためにはこういう形のほうがいいという助言をいただいて、まとめさせていただいて、備品を発注しているという状況でございます。そのため、このホールに一番合う機種ということで、メーカーなどを指定したもの、そういったものを指定品という形で整理をさせていただきました。

それから、必ずしもあるメーカーでなくてはならないというもの以外につきましては、参考品といたしま して、この機種を参考といたしまして、どれかいいものを選んでくださいと、そういった形で仕様書を取り まとめました。

以上です。

#### **○渡辺委員長** よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この入札結果については、安いところが選ばれたので、別に他意はございません。しかしながら、今、課長から御説明いただいたように、なかなか水戸に持ってきたときに、果たして機能が発揮されるのかどうかというようなことも含めて、実際に御自分の耳で恐らく聞きに行って、そしてアドバイスを受けて、こういう結果になったんだというふうには思うんですが、そういうことで間違いないですか。

**○渡辺委員長** この音響を選定するに当たって、いわゆる水戸市民会館側はどういう対応をしたのかという ことですね。

太田市民協働部技監。

○太田市民協働部技監 ただいまの御質問にお答えをいたします。

今回の機種の選定に当たりましては、ただいま須藤課長が説明しましたことのほかに、水戸芸術館の舞台をお借りしまして、実際に機器を持ち込んで調査するというようなことも行っております。幾つかの機種を比べまして、その中で適した機種がどれかというようなものも、選定も行いながら今回の備品発注に至っております。

- 〇渡辺委員長 袴塚委員。
- **冷塚委員** この3回前ぐらいの特別委員会のときに、委員会をお休みして、どこか水戸芸術館じゃないところで、水戸と同じような状況があるところへ見に行くんだという説明を渡辺委員長のほうからお伺いして、お休みになっているときがあるはずなんですが、それは水戸芸術館でやったということですか。必要があって、この機器を選ぶときにお休みになっていた委員会がありましたよね。
- **○渡辺委員長** だから東京のほうの、何がし音響という会社のほうと、水戸市民会館と同じようなホールの ところでの、音響のそういう調査をしたのかということですね。行っていないのかな。
- ○袴塚委員 御記憶がなければ結構です。別に大した話じゃないので。ただ、そういうふうな、課長さん方とか、今日、参考人でおいでいただいている専門家の大津常務理事でもなかなか分からないような、そういう設置を今度するわけですよね。この中で、その選んだ機種については、僕はそれでいいと思うんですよ。ただ、落札した人だよね。どこだから駄目だと言っているわけじゃない。落札したところは、そういう造詣があるんでしょうか。もしくは何か問題があったときに、そういうところは売りっ放しになってしまうのでしょうか。それともメンテナンスまできちんとできるようなところが落札されたんでしょうかというところをお聞きしたい。
- **○渡辺委員長** 今回,入札調書を皆さん見ているので,企業の名前は分かると思うんですけれども,そのような心配,懸念がありますよということなので,それに対してはどのようにお考えになっているのか,御答弁を願います。

須藤課長。

袴塚委員。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

この発注に当たりまして、仕様書を定めておりまして、その仕様書の中で取付けまで含めて実施をしていただくということになってございますけれども、その中で、今、施工されている本体工事におきまして、舞台音響設備の施工者さんがおります。その施工者の協力をきちんと得て、設置、調整、連動確認を行うことを仕様書のところで定めておりますので、その辺の部分はきちんと確認をしていきたいというふうに思います。

- 〇渡辺委員長 袴塚委員。
- **冷塚委員** そうしますと、今回の発注の仕様書の中には物品調達会社と、その音響機器を設置する会社が含まれているということか、それとも物品はここから買うけれども、今言ったような、すばらしい音を捻出するための工事費用はまた別にかかるんですか。
- 〇渡辺委員長 須藤課長。

## ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

先ほど御説明した仕様書の中で、これらの物品を納品する事業者さんの役割ということでございますけれども、まずは商品を搬送する、搬入をする、組立てをする、そして設置して、調整をすること、それらの部分につきまして、費用はこの備品調達の事業者さん持ちということになります。その設置につきまして、本体工事で音響関係の施工をしている会社の協力をいただきながら、きちんと設置することになっておりますので、設置に関して費用が発生することはございません。

- 〇渡辺委員長 袴塚委員。
- ○袴塚委員 今の、最後のところがよく分からなかったんだけれども、要するに費用は発生するんですか、 発生しないんですか。
- 〇渡辺委員長 須藤課長。
- **○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長** 本体工事の舞台音響設備の工事を施工する方に対する費用負担は発生しません。協力をいただくという状況です。
- 〇渡辺委員長 袴塚委員。
- **〇袴塚委員** 分かりました。

ちょっと懸念材料として申し上げておきますけれども、今回、これまで水戸芸術館をおやりになっていた 大津常務理事もなかなかよく分からないようなことにアドバイスをされているということも含めて、課長さん方もなかなか、これがいいんだ、あれがいいんだという判断がつかない、そういう状況の中で、今回、こういうすばらしい物をお買いになったということだと思います。これ商品ですので、必ず故障、初期不良、ございますよね。そういう部分の保証体制というか、そういう契約書の中で、例えば通常使っていてどのぐらい先に壊れた場合はメーカー保証ができるのか、それとも業者保証をするのか、そういうふうな部分の契約内容というのはどんなふうになっていますか。

- 〇渡辺委員長 須藤課長。
- ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

仕様書におきまして、保証期間についても定めがございまして、納品をして検収をした日からメーカー保証に基づく期間までを保証期間とするということとしております。保証書を提出していただくとともに、不具合が発生した場合は無償で修繕、調整、その他必要な措置を行うということを定めております。

[「何年とちゃんと言わなきゃ駄目だ、保証期間が何年だと」と呼ぶ者あり]

- ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 物品のほうが多岐にわたっておりますので、それぞれの物品ごとに定められた保証期間において対応するということでございます。
- 〇渡辺委員長 袴塚委員。
- ○袴塚委員 じゃ、保証期間はそれぞれあるよということでいいですね。

僕が心配しているのは、納品業者はほとんど知識がない人が多いですよ。要するに納品はできるけれども、 あと微妙な判断というのは、協力をいただく本体の舞台業者、こういう方たちが積極的にこれに協力しても らわないとなかなかうまくいかず、高いものがあってもセットができないと、こういう結果になると思うん ですよ。 そういうふうな方にも、ある程度、設置責任が、調整したり何だりということは、その専門の人が、本体 工事の中の人がやるんでしょうから、そういう方たちにも、何か不具合があったときに速やかに、あまりお 金がかからないような形でやっていただけるような、そういう支援体制をきちんと取っていただきたいとい うことだけ要望しておきます。

入札結果は安いところが入札できたということですから、それはすばらしかったなというふうに思いますけれども、そういった懸念がございますので、その辺だけしっかりとおやりいただきたい。

**○渡辺委員長** 須藤課長,今の指摘については、やはり音響関係というのは非常に微妙で、その機器をどのような形であわせるかということで、技術的にも大変な問題だと思いますので、例えばそういう専門的にやっている水戸芸術館さんの音響担当の方とかに積極的に協力をいただいて、設置に当たっても細心の注意を払っていただきたいということを委員会としてもお願いしておきます。

ほかにありますか。

松本委員。

- **〇松本委員** 執行部の皆さんが、要するに慎重に審査されて、業者選定ということになって入札になったわけなんですけれども、今、例えば、造園屋さんが土木工事入札の指名対象にもなっているとか、これは資格の問題だから。土木の資格者がいるから土木のほうの入札業者にもなれるということだと思いますね。ですから、この金物屋さんが、例えば、音響の場合の資格というのは、何かあるんですか。何か資格があるのか、資格がなくても、そういうものが扱えるのか、指名に入れるのか、というような条件みたいなものがあると私は思うんですけれども、この資格の問題はどうなのかなと思ったものですから。
- **○渡辺委員長** じゃ、松本委員の契約についての質問、いわゆる今回の契約の相手方が、その資格要件に当てはまっているのかということを含めてお答えください。

鈴木契約検査課長。

○鈴木契約検査課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回の発注の業種としましては、舞台音響機器については、視聴覚機器という入札単価の業者登録がある 方、もう一つの舞台音響通信機器に関しては、通信関係機器という工種登録の中で行っております。この 2つの業種ですが……

[「通信だってみんな資格あるよ」と呼ぶ者あり]

- **〇鈴木契約検査課長** 物品購入でございますので、例えば建設業の許可とか、そういうところは求めておりませんで、名簿登録上、登録していただいている業者さんの中から選定しております。
- ○渡辺委員長 松本委員,分かりましたか,今の。
- **〇松本委員** 土木を例えて言っただけであって、要するにこの指名に入った各業者の皆さんは、そういう資格があるのか、ないのかとか、必要なのか、必要じゃないのかとかいうことだけをちょっとお伺いしたのであって、これが駄目とか言っているわけじゃなくて。そうすると、この指名に入った各社の皆さんは、こういうことに関しての資格があるということでいいんですね。
- ○渡辺委員長 もう一度,須藤課長,的確にお答えください。
- ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 水戸市が求めております各工事の資格要件は備えた方々でご

ざいます。

○渡辺委員長 ほかにありますか。

黒木委員。

**〇黒木委員** ちょっと確認させていただきます。

この使用場所ということで、資料に明記されている場所で、大ホール、中ホール、小ホール、展示室、また共通と明記されておりますけれども、これらの音響機器は、ほかの、例えば大会議室とか、中会議室とか、小会議室もありますけれども、そういうところは含まれずに、今回はこの明記された部分のみで使用するということで、そのほかの、例えば音響機器はまた別途発注するということでよろしいんでしょうか。

- **○渡辺委員長** この仕様書に書いてある施設だけなのか、ほかはどうなのか。 須藤課長。
- **○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長** 仕様書に記載させていただいている使用場所につきましては、 基本的な使用場所ということで、ここで使う想定という形で記載をしてございます。最初からの共用のもの につきましては共通という形で表記をしているところでございますが、移動可能なものにつきましては、ほ かの部屋でも使えるという形になっておりますので、必要に応じて、適宜、柔軟に対応していきたいという ふうに考えております。
- 〇渡辺委員長 黒木委員。
- **〇黒木委員** それでは、移動できないもの、大会議室、中会議室の1から4とか、小会議室の1から5とありますけれども、こちらは、マイクとかスピーカーとか会議室だから使うとは思うんですけれども、これは別途発注ということですか。それとも今おっしゃられたように共用ですから動かして使うという形なのか。
- 〇渡辺委員長 須藤課長。
- ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

音響関係の備品に関しましては、これだけということではございませんで、議案の対象にならない部分で の発注もございます。例えば、会議室におけるマイクだとか、そういった必要なものにつきましては、機能 がきちんと果たせるように工事を進めてまいります。

○渡辺委員長 ほかにありますか。

中庭委員。

- **〇中庭委員** 私は1点、質問したいと思うんですけれども、議案第65号の契約の相手方が、これは相手方を見ますと個人事業主だというふうに見られます。法人ではないということなんですけれども、法人ではない個人事業主の方に、今回、発注、入札いたしましたけれども、過去の実績はあるんですか。水戸市ではこの方の実績というのはあるんですか。
- **○渡辺委員長** 議案第65号のほうですね、中庭委員。法人格を持っていないでしょうというような話です よね。どうなんですか。その辺のところの契約については。入札としての登録業者なんでしょう、これ。 鈴木課長。
- ○鈴木契約検査課長 議案第65号の受注の相手方の茨城教育映像でございますが、こちらの登録業種の中での過去の実績というのは多々有しておる業者さんです。

**〇渡辺委員長** ということです。

ほかにありますか。萩谷委員。

- ○萩谷委員 この舞台音響通信機器については、本体の舞台業者さんと選定について話し合って、仕様書なんかも作っているというお話なんですけれども、実際に管理運営するコンベンションリンケージさんとの協議とか、またあるいは今後の使用というのはコンベンションリンケージさんがやっていくことになるかと思うんですが、その辺りのことについて仕様書にしっかり明記がされているんでしょうか。その辺りは。
- ○渡辺委員長 一応、今日の議案に関わる内容で。コンベンションリンケージさんとの契約とか内容とかというのは今日の案件に入っていませんので、その状況の中で関係のあるものについてお話しください。 須藤課長。
- ○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

今回の発注におきましては、その仕様書において、指定管理者が使用することを前提にしておくとか、そういった明記はございません。しかしながら、当然、御指摘のとおり市民会館に使う備品につきましては、私のほうから随時情報は提供しておりまして、適切に運営ができるようにという体制を整えているところでございますので、十分に体制を整えて、しっかり、ちゃんとした対応していきたいと考えております。

- 〇渡辺委員長 五十嵐委員。
- **〇五十嵐委員** すみません、ちょっと確認だけさせてもらいたいんですけれども、この音響は舞台にとって 大事な命だと思うんですけれども、決定するに当たりまして、水戸市が考えている音響に対する特徴とかこ だわりとかというのは、私は知識もありませんし、素人ですけれども、やはりひとつのマイクとスピーカー で全然もう変わるんですね。専門家に言わせるといろいろな工具とか、いろんなところで違ってくると。そ ういう何か特徴、こうしたいとか、そういうこだわりがもしあるとすればお聞きしたいです。
- **○渡辺委員長** 音響とかそういうものをきちんと精査しながら業者に発注していると思いますので、よろしくお願いします。

須藤課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

市民会館におきましては、特に大ホールですが、ロックやポップスだけではなくクラシック、様々な演目に対応できるような、最高の音響を提供できるような施設として設計されているものでございます。その施設の効果を最大限に発揮するために、今回このような形で備品の発注をさせていただいておりますので、納品後もその効果を最大限発揮できるように、引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺委員長 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇渡辺委員長 以上で、質疑は終了しました。

それでは、これより付託議案について採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第63号 不動産の取得の変更について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 ないようですので、議案第63号について採決をいたします。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○渡辺委員長 挙手多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に,議案第64号 財産の取得について(水戸市民会館舞台音響機器)及び議案第65号 財産の取得について(水戸市民会館舞台音響通信機器)につきまして,質疑と同様に一括して御意見を伺いたいと思います。

このような形で一括して採決してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

議案第64号、議案第65号について、御意見等がありましたら、お願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 ないようでございますので、議案第64号及び議案第65号について採決をいたします。 議案第64号及び議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

〇渡辺委員長 挙手多数であります。

よって、議案第64号及び議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了をいたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたしたいと思います。

委員会報告書の作成については,正副委員長に御一任願いたいと存じますが,これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○渡辺委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。 袴塚委員。
- ○袴塚委員 すみません、ちょっと時間を取らせてください。

昨日の新聞,それから今日の内閣府の決定,そこにおいて,本来,財務省会議を本市の新市民会館のこけら落としというようなことで,市民会館で財務省会議をやろうと思っていたんです。話聞いてください。そう思っていたんですが,高橋市長の新聞の報道でもそれが決定できなくて残念だったと,新たな会議を誘致するべく努力していますよということで,流れがあったわけです。

昨日,16日の新聞報道では、水戸でG7の内務・安全担当相会合、これは決定されたということで、市 民会館のこけら落としのメインができてよかったなと、こういう思いもあるわけです。しかしながら、この 内務・安全担当相会合についても、やっぱり内容がどうなのか、それから、どういうスケジュールでやるの か、安全体制がどうなのか、水戸市との関わりはどういうふうになっていくのかなど、様々な課題、それか ら、これからの計画、そういうものをやっていかなければならないのではないかと、このように思っており ます。

今日どうなのと聞いても、10時半に内閣府が発表しますから、細かいことは分からないと思いますので、委員長のほうで、これからの委員会の中で、ぜひそういったことが分かりましたらば、分かり次第、事細かく、やっぱり市民も期待している内容でございますので、しっかりと御報告をいただいて、そして一丸となってお迎えをするというような体制が取れればいいなと、私、そう思っていますので、ぜひ、委員長のお取り計らいで、そういった環境をつくっていただきたいと要望しておきます。

よろしくお願いします。

**○渡辺委員長** 今の袴塚委員の御指摘のとおり、今までは来年7月供用開始、オープニング等の計画の下に準備をしてこられたと、スケジュールもそれによって立ててきたと思うんですけれども、今回の新聞報道だと内務・安全担当相会合が行われると。それもまだ日程も決まっていないと。大体6月頃かなというようなことで、むしろ6月まで1か月前倒しになるというようなことで、今までの計画、構想が大きく変わる可能性があると思いますので、今後、国・県等との協議などを踏まえて、ある程度まとまりましたら、委員会のほうに報告することを強く求めておきますので。今、そういう指摘がございました。そういうことで、よろしくお願いをしたいと思います。

また,本日,参考人におかれましては,大変お忙しい中,御出席をいただき誠にありがとうございました。 以上をもちまして,本日の特別委員会を散会いたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時38分 散会